諏訪医療圏における増床計画について

1 趣旨

今年3月に策定した地域医療構想では、病床機能ごとの将来の医療需要及び病床数の必要量の推計値を、将来の医療提供体制の構築に向けた参考値として推計したところ。

厚生労働省の通知等では、地域医療構想の策定後に療養病床及び一般病床の整備を行う際には、地域の実情に応じた質が高く効率的な医療提供体制を目指す観点から、将来の病床数の必要量を踏まえ、地域医療構想調整会議において、

- 新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性
- 新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の 病床数の必要量との関係性 等

について協議を行うとされていることから、諏訪圏域内における医療機関の増床等の計画について、 開設許可等の手続きを前に協議を行うもの。

2 経 過

時期	事項
H29年7月5日	病院の廃止により、基準病床1,701床に対して既存病床が1,655床となり、 46床分基準に満たない状態となる
H29年7月11日	病床数の現状について、当所から管内の医療機関に対して文書にて情報提供 し、増床の意向について照会(締切:8月31日)

- 3 増床計画の概要(現在の稼働病床数は、平成28年度病床機能報告数を参照)
 - (1) 諏訪湖畔病院(岡谷市長地小萩 1-11-30)
 - ・回復期リハビリテーション病床を30床増床

	全体 高度急性期 急性期		急性期	回復期	慢性期	
		同反心性别	心性别	地域包括ケア	回復期リハ	慢性粉
現在の稼働病床数	110	0	58	52	0	0
増床後	140	0	58	40	42	0
·						

★12 **★**42

- (2) 祐愛病院(岡谷市南宮2-2-34)
 - ・慢性期病床を15床増床

	△ #	高度急性期	急性期	回復期		∦⊟ ⊮⊬ 廿 □
	全体			地域包括ケア	回復期リハ	慢性期
現在の稼働病床数	49	0	0	0	0	49
増床後	64	0	0	0	0	64

+15 +15

4 地域医療構想における病床数の必要量の推計値との関係

	全体	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
H28.7 現在稼働病床数	1765	349	906	247	263
病床数の必要量の推計値	1733	215	719	510	289
医療構想との差	32	134	187	▲ 263	A 26

増床計画 +30 +15

- 5 増床に向けた今後のスケジュール
 - O H29年度
 - 「病院開設許可事項の変更許可申請書」を当所へ提出
 - 県庁医療推進課が変更許可
 - H30 年度以降
 - 増築工事等増床事業に着手
 - 増築工事等完了後、「病院構造設備使用許可申請書」を当所へ提出
 - 当所が使用前検査後、使用許可
 - 病床使用開始

(参考:関係法令、通知)

〇 基準病床数制度

医療法

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における 医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 十四 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数がびに結核病床に係る基準病床数に関する事項
- 〇 地域医療構想
 - 医療法

第三十条の四第2項

- 七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域(以下「構想区域」という。)における次に掲げる事項を含む将来の 医療提供体制に関する構想(以下「地域医療構想」という。)に関する事項
 - イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第一項 に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量(以下単に「将来の病床数の必要量」 という。)
 - ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要 なものとして厚生労働省令で定める事項
- 地域医療構想を踏まえた病床の整備に当たり都道府県が留意すべき事項について(平成 29 年6 月 23 日付け医政地発 0623 第1号 厚生労働省地域医療計画課長通知)

「今後、新たに療養病床及び一般病床の整備を行う際には、既に策定されている地域医療構想との整合性を踏まえて行うこと」